

令和2年4月30日招集

# 令和2年度 第1回定期総会 議事録

新潟市中央農業委員会

## 新潟市中央農業委員会 令和2年度第1回定期総会 議事録

1. 開催日時 令和2年4月30日(木) 午後4時25分から午後4時48分

2. 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3. 出席委員 (17人)

農業委員

1番 虎澤栄三	2番 石山和徳	3番 渡邊芳枝
5番 鈴木健二	6番 小熊義信	7番 山岸信一
9番 内藤浩一	10番 谷澤康雄	11番 坂井雄一
12番 塚原幸夫	13番 鈴木金一	14番 別所正幸
15番 神田和博	16番 石塚絹代	17番 田中さとみ
18番 仁多見繁隆	19番 齋藤茂博	

4. 欠席委員 4番 小戸田修子 8番 成田誠一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

議案第19号 令和2年度新潟市中央農業委員会業務方針及び事業計画の決定  
について

議案第20号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並び  
に令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定につ  
いて

議案第21号 新潟市中央農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の変  
更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井靖彦	事務局次長 佐藤敏宏	事務局次長 小林友衛
農地係長 岡田明	農政振興係長 八百板恵	管理係主査 遠藤文博

## 7. 会議の概要

小林次長	<p>それでは時間になりましたので、これより令和2年度第1回定期総会を開催いたします。議事日程に従い進めさせていただきます。欠席届が出ておりますのでご報告いたします。農業委員4番小戸田修子委員，農業委員8番成田誠一委員，以上2名でございます。農地利用最適化推進委員は，定期総会議案書4ページに記載の1番から19番までの全委員，以上の19名でございます。委員会会議規則第5条の規定により，虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>第1回定期総会ですが，農地利用最適化推進委員がいませんので，あいさつは割愛させていただき，早速始めさせていただきます。議事録署名委員について，お諮り申し上げます。議事録署名委員については，議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし，ということですので，私の方でご指名申し上げます。12番塚原幸夫委員，13番鈴木金一委員を指名いたします。それでは議事に入ります。議案書5ページの議案第19号令和2年度新潟市中央農業委員会業務方針及び事業計画の決定について，事務局より説明をお願いします。</p>
佐藤次長	<p>次長の佐藤です。私からすみませんが，着座にて説明させていただきます。</p> <p>議案書5ページの議案第19号令和2年度新潟市中央農業委員会業務方針及び事業計画の決定について，ご提案申し上げます。それでは，記以下の案について説明させていただきます。この方針，計画は，今年度も引き続き，農業委員と推進委員の皆様が連携し，農地等の利用の最適化の推進のための事業など，農業委員会業務を進めるために定める方針，計画となるものです。今月24日，27日に開催されました農地部会，また新型コロナの関係で书面決議とはなりましたが，農政振興部会でも事前にご審議いただいておりますので，私からは，昨年度と異なる箇所を中心に，簡単に説明させていただきます。初めに1の業務方針です。ここでは，担い手への農地の集積・集約，耕作放棄地の発生防止・解消，新規就農者の確</p>

	<p>保など農地等の利用最適化の推進について指針を定め計画的に、また関係機関と連携しながら農業委員会が推進していくことを定めております。昨年との違いは、上から三つ目のマルの1行目の、主な活動としての中に人・農地プランの実質化の促進を加えています。次に1ページめくっていただき、6ページ2の事業計画です。ここでは今年度も農業委員会で実施する事業・業務について、具体的に主な取組を挙げて、(1)から次のページの(5)まで列記しています。ここでも(2)の担い手の農地の集積集約、新規就農者の確保に係る主な取組のところの最初に、人・農地プランの実質化の促進の文言を加えました。また、次の7ページの3会議の開催では、今年度の農業委員会の各種会議とその開催予定回数を定めています。簡単ですが、以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願ひします。</p>
議長(会長)	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ご質問、ご意見がないようですので、記載のとおり決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、議案第19号令和2年度新潟市中央農業委員会業務方針及び事業計画を記載のとおり決定いたします。続きまして、8ページの議案第20号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
小林次長	<p>議案書8ページ議案第20号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご提案いたします。それでは、議案書と一緒に送付させていただいた資料1、資料2をご覧ください。資料1の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評</p>

<p>農政振興係長</p>	<p>         提案でございますが、これは、農林水産省経営局長による農業委員会事務の実施状況等の公表について、という通知の中で、農地等の利用の最適化の推進状況や農業委員会事務の実施状況の公表が求められていることから、昨年4月の定期総会におきまして、議案として提案させていただき、決定していただいた令和元年度の活動計画の1年後の点検と評価の案であり、本定期総会において決定いただくものでございます。       </p> <p>         また、資料2令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案につきましても、令和2年度の活動計画として、当農業委員会の具体的取組みを決定いただくものでございます。       </p> <p>         ご決定していただきます点検・評価と活動計画は、市のホームページで公表の後、国に報告を行こととなっております。内容につきまして、農地部会、農政振興部会でご審議いただき、お認めいただいたものですので、それぞれの項目は担当から大まかに説明させていただきます。       </p> <p>         最初に、資料1をご覧ください。1ページの1農家の概要についてですが、経営耕地面積や総農家数などの数字は、2015年の農林業センサスのものを用いています。また、農業委員会の現在の体制を記載しております。2ページ以下は各係長から該当箇所を説明いたします。       </p> <p>         2ページの担い手への農地の利用集積・集約化ですが、令和元年度の集積目標は3,150haとしておりましたが、実績は2,848.61haにとどまりました。今後も農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地集積を図るという内容となっております。       </p> <p>         3ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。令和元年度の参入目標は1経営体でしたが、実績は4経営体となり、目標を達成することができました。また、活動に対する評価では、農業委員と農地利用最適化推進委員は農地所有者と新規就農者との懸け橋として支援活動を行っているとしています。       </p> <p>         4ページは遊休農地に関する措置に関する評価となっております。令和元年度は0.4haを解消目標としておりましたが、解消にいたりませんでした。今後も農地パトロールの強化を図り、関係機関と連携して遊休農地の発生防止に努めるとしております。       </p> <p>         続いて5ページをご覧ください。違反転用への適正な対応です       </p>
<p>農地係長</p>	<p>         続いて5ページをご覧ください。違反転用への適正な対応です       </p>

<p>小林次長</p>	<p>が、 昨年3月時点の違反転用面積は、3.24ha でした。課題としては、ほとんどの違反農地が農振農用地区域内、いわゆる青地であり、原状回復以外に解決の道がないため、長期的な対応が必要となっています。続いてその下、2 令和元年度実績をご覧ください。今年3月時点の違反転用面積は、3.40ha で、0.16ha 増加しております。昨年度に発見した、南ブロックの露天資材置場に違反転用されていた1件が内訳です。続いてその下、3 活動計画・実績及び評価をご覧ください。昨年の3月の定期総会でご承認いただいた、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画を転記しています。活動実績と活動に対する評価ですが、農業委員会だよりでの啓発について、年2回の計画で9月号と2月号で農地の有効活用・違反転用防止を掲載し、計画どおり実施しました。農地パトロールを通じての是正指導ですが、パトロール後の検討会を踏まえて、違反者に対し口頭及び文書による指導を行いました。</p> <p>続いて6ページの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の1農地法第3条に基づく許可事務をご覧ください。3条許可権限を市長へ移譲したことにより、農業委員会の事務では無くなったため、記載はありません。続いてその下、2 農地転用に関する事務ですが、1年間の処理件数は89件でした。点検項目及び具体的な内容は、記載のとおりです。続いて7ページの3 農地所有適格法人からの報告への対応をご覧ください。管内の農地所有適格法人数は、22法人でそのうち、報告のあった法人は、20法人です。残りの2法人は新設法人で、事業年度終了後に報告書を提出してもらうこととしています。なお、要件を欠くおそれがあるため、必要な措置をとるべきことを勧告した法人はありませんでした。続いて、4 情報の提供等をご覧ください。点検項目の2番目、農地の権利移動等の状況把握は、令和元年の農地移動の概況の各項目を足し上げた数字で、1,116件でした。</p> <p>続いて、8ページの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は記載のとおりです。以上で説明を終わります。</p> <p>7ページの4情報の提供等ですが、賃借料情報の適宜公表、また適切に農地台帳が整備され、情報の更新が適切に行われていることを説明しております。</p> <p>8ページ最後の事務の実施状況の公表は、いずれもホームページで公表していることを記載しています。以上が、資料1の説明でご</p>
-------------	--

<p>農政振興係長</p>	<p>ざいます。</p> <p>続いて資料2をご覧ください。こちらは令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案です。令和2年度も、農業委員、農地利用最適化推進委員と事務局ほか関係団体が一体となって、設定された目標の実現に向けて取り組んでいくというものです。1ページ目は農家の概要として、経営耕地面積や総農家数などの数字は、2015年の農林業センサスのものを用いています。また、農業委員会の現在の体制を記載しております。2ページ以下は、各担当から説明させていただきます。</p> <p>2ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化です。集積目標ですが、令和4年度の新潟市農業構想の担い手への農地集積率85%を考慮して、令和2年度の目標を3,360haと設定しました。また、新規集積面積は130haと見込みました。続いて、活動計画ですが、人・農地プランを関係団体等と連携して実施すること、担い手への農地の集積・集約を進めること、農業委員会だよりにより制度等を周知すること、としました。</p> <p>続きまして、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。参入目標数は1経営体、面積を1haとしました。活動計画ですが、新規参入に関する窓口として、農地に関する情報を提供すること、新規就農者の掘り起こしを行うための架け橋となる支援活動を行うこと、としました。</p> <p>次に3ページをご覧ください。遊休農地に関する措置評価です。解消目標面積は、0.4haとしました。目標設定の考え方にある管内農地面積の1%以下を維持する形となっています。農地の利用状況調査は、農地パトロールを7月に、検討会を11月に行い、利用意向調査は11月に実施、結果取りまとめを11月から12月に予定しています。</p>
<p>農地係長</p>	<p>3ページの違反転用への適正な対応をご覧ください。令和2年3月時点で、違反転用面積は3.40haとなっています。課題は、違反転用農地のほとんどが、農振農用地区域内にあり、原状回復以外に解決方法がないことです。また、令和2年度の活動計画は、違反転用の発生を防止するため、農業委員会だよりで2回の啓発記事を掲載することとし、7月に農地パトロールを実施して、違反転用の発生と是正指導を行います。その後、11月に現地確認をし、検討</p>

小林次長	<p>会を行うこととしています。以上です。</p> <p>簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ご質問、ご意見がないようですので、別紙のとおり決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、議案第20号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を別添のとおり決定いたします。続きまして、9ページの議案第21号新潟市中央農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の変更について、事務局より説明をお願いします</p>
佐藤次長	<p>議案書9ページの議案第21号新潟市中央農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の変更について、ご提案申し上げます。</p> <p>それでは、変更する指針案である、別添の資料3新潟市中央農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針をご覧ください。この指針は、農業委員会法の規定に基づくもので、策定の目的は農業委員と推進委員の皆様が連携して、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うにあたっての、目標や推進方法を定めるもので、本農業委員会では平成28年10月31日に策定されました。また、前文の上から3行目以降にありますように、市の農業構想の最終年度を目標に委員の皆さんの改選に合わせ、3年ごとに見直しを行うこととされています。そのため、本来は委員の皆さんの改選のあった、昨年度中の先月3月総会で審議、決定をいただく予定としておりましたが、この度の新型コロナウイルスの関係で、定期総会が延期となったため、大変申し訳ありませんが、本日の総会での提案となつ</p>



	<p>てしまいました。なお、この変更案については、先月3月に3月総会の議案を送付の際、全委員の皆さんにこの変更案をお送りし、案に対するご意見の提出をお願いしておりました。3月の対策委員会までの提出でしたが、皆さんから特にご意見の提出はございませんでした。また、案を見ていただきおわかりかと思いますが、農地利用の最適化の取組に関しては、平成28年度の制度改正から大きな変更はなく、内容も年号の読替など時点の変更など、比較的軽微な内容となっておりますので、ここでは変更部分などを簡単に説明させていただきます。それでは具体的な改正部分についてですが、まず、上から3行目新潟市農業構想が、令和4年度に目標を定めて、となっておりますが、変更前は年号が平成34年度となっており、同様な改元の変更が全部で7ヶ所あります。また、記以下の1遊休農地の解消についての、目標設定の考え方の点以下3行目の遊休農地面積を、変更前平成28年1月末現在の面積から、令和2年1月現在の1.6haに改めています。また、2の担い手への農地利用集積についての(2)の具体的な取組方法の中の人・農地プランのところで、変更前はプランに基づき実施する、としていたところを、プランの実質化を促進し、地域での農業者等の話合いの調整推進を一層活性化させ、と昨年来のプラン実質化の関係で文言の修正を行いました。簡単ですが、以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ご質問、ご意見がないようですので、別紙のとおり決定することに異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、議案第21号新潟市中央農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の変更について、記載のとおり決定いたします。以上で、議事として提案した案件について終了しました。令和2年度第1回定期総会を終了します。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

---

署名委員 塚原幸夫

---

署名委員 鈴木金一

---